

平成27年度第1回横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会会議録	
日 時	平成27年11月20日（金） 9時30分～11時00分
開催場所	関内駅前第二ビル6G会議室
出席者	小川淳委員、白石玲子委員、新保美香委員、須田幸隆委員、竹下淳子委員、竹下美穂委員、札本晃子委員、森佳代子委員、横川剛毅委員
欠席者	漆原恵利子委員、千木良正委員、吉原明香委員
開催形態	公開（傍聴者1名）
議 題	報告事項 (1) 評価機関指定・評価調査員養成小委員会の答申内容について (2) 重症心身障害児者施設の新基準について (3) 第三者評価事業の現状と課題について
決定事項	(1) 特になし。 (2) 活用を期待したい。 (3) さらに検討をするため事務局で案を出し、委員の皆さんにお諮りする。
議 事 氏家課長	<p>1 開 会</p> <p>定刻となりましたので、これより平成27年度第1回横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会を開催させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、皆様ご多忙のところお越しいただきまして、本当にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、健康福祉局企画課長の氏家と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>先に、この委員会の定足数についてご報告を申し上げます。現在9名ということでございます。第三者推進委員会運営要綱第5条第3項に規定されております委員の過半数に達しておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>本日、傍聴人の方が1名いらっしゃっておりますけれども、本委員会を傍聴される方々をお願いをさせていただきます。本日は委員会にお越しくださり、まことにありがとうございます。受付で会議の円滑な進行を図るために何点がお願いをしておりますが、よろしくご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。</p> <p>また、この議事内容につきましては、議事録を作成いたしまして、ご発言された委員のお名前とともに、委員の皆様のご了解をいただいた後、インターネットのホームページを通じまして掲載・公表させていただきたいと思っておりますので、あらかじめご了承いただきたいと思っております。</p> <p>2 あいさつ</p> <p>では、会議に先立ちまして健康福祉局の部長の杉本より一言ごあいさつを申し上げます。</p>
氏家課長	

杉本部長	<p>おはようございます。本日はお忙しい中、委員の皆様方には、こちらの関内のほうまでお運びいただきまして本当にありがとうございます。本日は、今年度第1回の横浜市の第三者評価推進委員会ということで、皆さんにはいろいろとご議論をいただきたいと考えております。また、委員の皆様方には、日ごろから横浜市健康福祉局、それから子ども青少年局の各種事業にご協力いただきまして、この場を借りて厚くお礼を申し上げます。</p> <p>さて、福祉や保健等をめぐる状況につきましては、ご案内のとおり、例えば今年度は保育分野を中心とした子ども・子育て支援の新制度がスタートしております。それから、来年の1月にはマイナンバー制度がいよいよ始まります。こうしたことで、特にマイナンバー制度は、新聞等においても若干いろいろな施設関係で混乱が予想されるというようなことも報道されております。横浜市としても、できるだけそういうことのないようにしていきたいと考えております。</p> <p>それから、高齢分野では、例えば川崎市で起きましたように、民間の施設になりますが、いろいろと死亡事故が発生したというようなことも報道されております。特に介護保険が始まってちょうど15年ぐらい過ぎたところですけども、いろいろな制度の問題も若干出てきているように報道もされているところです。</p> <p>本市のこちらの第三者評価事業につきましては、平成16年度からスタートしまして、ちょうど10年が過ぎたところでございます。この間いろいろと社会情勢の変化等がありまして、これから今日ご説明しますけれども、事業分野によっては、なかなか受審が促進されていないというようなこともあります。また、評価調査員の養成の問題あるいは評価基準の設定等、いろいろと見直さなければいけないような課題もあります。そこで本日、議題の一つとしまして、この事業の現状と課題をご説明いたしまして、委員の皆様から忌憚のないご意見をちょうだいいたしますようお願いしたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。</p>
氏家課長	<p>続きまして、委員の皆様方は昨年引き続きおかわりないのですが、事務局側に異動がございましたので、課長職以上ということでご紹介させていただければと思います。今ごあいさつをさせていただきました部長の杉本、それから司会をさせていただいております私、氏家で、両名かわっておりますが、これ以外にということで、前列から済みません。</p> <p>子ども青少年局なのですが、本日、企画調整課長の吉川が公務で出席しておりません。保育・教育人材課長の伊藤ゆかり課長です。</p>
伊藤課長	<p>子ども青少年局の保育・教育人材課長の伊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
氏家課長 佐藤課長 氏家係長	<p>それから、障害児福祉保健課長の佐藤祐子課長です。</p> <p>佐藤です。よろしくお願いいたします。</p> <p>それから2列目、健康福祉局になりますが、障害福祉課長の君和田課長です。</p>

君和田課長 氏家課長 武井課長 氏家課長	君和田でございます。どうぞよろしくお願ひします。 それから、同じく健康福祉局高齢施設課長の武井でございます。 武井と申します。よろしくお願ひいたします。 以上、よろしくお願ひ申し上げます。
氏家課長	3 報告事項 (1) 評価機関指定・評価調査員養成小委員会の答申内容について それでは、ここからの司会進行につきましては、委員長のほうによろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。
新保委員長	皆様どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、報告事項(1)の評価機関指定・評価調査員養成小委員会の答申内容につきまして、事務局より説明をお願ひいたします。
飯田係長	事務局の健康福祉局企画課担当係長の飯田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。資料4、11 ページをお開きください。第三者評価推進委員会の小委員会の所掌事務としましては、評価調査員の養成の可否についての判定と、評価機関の新たな認証指定数値の聴取をいただくという役割を担っていただいております。先日9月14日に委員会を開いております、その報告になります。 まず11 ページですが、横浜市福祉サービス第三者評価調査員の養成研修の可否についてです。後ほど説明いたしますが、今年度、保育分野において養成研修を実施いたしました。受講者数は32名いらっしゃいました。そのうち2名の方は、最後の効果測定の中で上にある合格基準を満たさなかったということで不合格、残りの30名の方に合格ということで確認をしております。 裏面をごらんください。12 ページです。こちらは、新たに第三者評価の評価機関としての指定を受けたいという機関が2つございました。1つ目が株式会社ケアシステムズ様、2つ目がソキウスコンサルティング株式会社様でした。両者とも指定の基準を満たすということで、答申としては可としております。なお、評価実施サービスについては、両機関とも保育分野のみでまずは指定を受けているという状況になっております。 次の13 ページをごらんください。事後報告になってしまってお申しわけありませんが、今年度は、評価調査員の養成研修を保育分野に限って8月から9月の中旬にかけて行いました。新規の方は4.5日のカリキュラムでした。その裏面が分野追加ということで、既に評価調査員の資格を持っている方で、横浜市の保育分野を評価したい方が対象です。分野追加の方については2.5日で実施をいたしました。 13 ページにお戻りいただきたいと思ひます。こちらの研修は、26年度に行った研修とほぼ同様の研修になっております。1日目に、まずは横浜市の保育運営の施策を午前中に説明いたしまして、午後は横浜市の評価基準の理解を促進するた

<p>新保委員長</p>	<p>めに 150 分間の講義を行っています。2 日目については、第三者評価の着眼点の部分や、事業者ヒアリングのポイント等の講義を行っています。3 日目が、実際に公立保育所を使って 1 日かけて施設実習を行っています。こちらは数名程度、4 人以下となっていますが、実際に 2～3 名で各園を回って 1 日かけて実習を行いました。4 日目には報告書のまとめ方などを最後に確認いたしまして、5 日目に効果測定を行ったところ です。</p> <p>今年度は、こういう形で保育分野のみで研修を行いました。必要な評価調査員数を確保するために、保育分野のみで行ったところ です。説明は以上です。</p> <p>ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、委員の皆様、何かご質問・ご意見はございますでしょうか。ないでしょうか。もしこれによろしければ、ありがとうございました。</p>
<p>新保委員長 佐藤課長</p>	<p>(2) 重症心身障害児者施設の新基準について</p> <p>それでは、続きまして報告事項 (2) の重症心身障害児者施設の新基準について、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>障害児福祉保健課長の佐藤から説明をさせていただきます。座らせていただきます。ダブルクリップ留めの少し分厚い資料をご用意いただければと思います。重症心身障害児者施設の新基準ということで、ここの冒頭に書いてございますとおり、平成 24 年度から重症心身障害児者施設の第三者評価の評価基準を行うということで、昨年度、本委員会でご報告をした重症心身障害児者施設の評価基準ということで、確定をしてきた経過がございます。新委員の皆様を迎えて昨年度、平成 26 年度に実際に第三者評価機関が施設評価を行うに当たっての調査員の手引きを作成いたしまして、この紙以降のホッチキス留めの手引きを作成いたしました。</p> <p>この評価の観点というところですが、重症心身障害児者施設は、医療が切り離せない、福祉施設であると同時に病院でもあるという位置づけでございまして、そういう意味ではなかなか医療が切り離せないという難しい部分がございます。そのあたりについて、どのように評価をしていくかということで、分科会のほうでいろいろ議論をいただいたところです。</p> <p>観点としては、ここに書いてございます 3 つ。医療機関の入院生活とは違う生活の場である。そもそもそこが一番大事であるというところに焦点を当てた評価基準を検討するという。2 点目で、数少ない重心身児者支援の拠点という意味で、入所者の支援のみならず、在宅支援までを評価対象とするということ。3 点目に、医療的側面については、医療ケアそのものの内容ではなくて、医療職と介護職の連携。要は、医療と福祉がうまくつながって生活を支援していくといったところを評価していく。そういう 3 つの観点で、障害児施設の手引きよりも広い範囲での評価基準ということで策定をしたという経過がございます。</p>

手引きにつきましては、済みませんが、これを全部ご説明すると、なかなか時間がかかってしまうのですが、分厚い資料を1枚おめくりいただいて、目次のところをごらんいただければと思います。「はじめに」というところで、そもそも重心とは何かみたいなどころからひもといた部分をつけまして、第1部に流れとポイント、第2部をそれぞれの項目の解説と評価のポイントというようにつくりにしております。

「はじめに」の部分を1ページから書いておりますが、まずは定義みたいなどころと大島分類等の非常にベーシックな部分、おめくりいただいて、障害の原因や障害の状態像。身体障害と知的障害が合併しているということだけではなかなかわかりにくい部分、そもそも生まれてから神経やそういう医療的な部分で発達が進んでいないという、言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、やはり大人になって体ができてから障害になったということとは違うということになるべくわかるようにということで、分科会のほうでは議論をいただいたところでございます。

3ページ目から、施設の状況のご説明と、市内にはどういう施設があるのかということ。そして、この次の4ページのところに、横浜市の重心児者施設はどのような経緯で来たかというあたりは、部会の皆様からぜひ入れてくれというお話がありました。そして、そもそも横浜市の重心の施策が在宅をベースにしてきたということ、通所施設の「朋」を全国に先駆けてつくったというような経過で、いかに在宅を支援するということを大事にしてきたかということを書いたということです。

これを見てすぐにご理解いただくのはなかなか難しいかもしれませんが、本市の重心の施策の流れというようなことで少し強調をさせていただいたと。参考という位置づけではありますが、このあたりは部会のほうからのご意見をいただいて、こちらのほうである程度まとめて、ご意見をもろもろいただいてつくったというようなところが、この手引きの特色といえますか、そういう部分があるかなとは考えております。

それ以降の1部・2部は、それぞれの評価ごとに視点・ポイントというようなことをかなり細かく書いてございますので、後ほどぜひご覧いただければと考えております。全体としては、ページ数で参考の資料まで入れて140ページに及ぶほどの分量になりましたけれども、福祉・医療の全体ということで少し評価として難しい部分が多々あるだろうということで、やや分量が多くなったかなというところがございます。

1枚目の資料にお戻りいただいて、今後についてというところですが、この第三者評価を実施するために、機関向けのフォローアップ研修ということで、年度内に開催させていただく予定にしております。その際には施設にもご協力をいただいて、実施をしたいと考えているところです。済みませんが、具体的な予定は

<p>新保委員長</p>	<p>まだ決まっていますが、出るということにしております。以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。それでは、ここでこの新基準についてまとめていただきました際の副会長をなさっておられました横川副委員長から一言お話をお願いいたします。</p>
<p>横川委員</p>	<p>今、佐藤課長から詳しくご説明をいただきました。障害分科会では、一昨年まで高山委員長が運営をされていたのですが、前年度より森委員と生田目委員を加えて、新たにこの評価票の手引きについての検討を重ねてまいりました。この手引きは、評価票が実効性を持つものとなるようにということを目的としたものです。しっかりとした評価票の評価基準ができていますが、機械的にそれを使って評価するのではなく、評価をされる方が重症心身障害について、またその困難を持つ人の特性についてなどをきちんと把握できるように、専門性豊かな委員の皆さんとともに検討をしてまいりました。私なりに4つのポイントがあるかなと思っています。</p> <p>1つ目は、重症心身障害のある人の生活を支えるサービスを評価するということです。そのどこを見ていくのか、視点やポイントというものを評価基準の一つ一つに加えてまいりました。2点目に、特に手引き自体に不適切な言葉を使つてはいけませんから、適切な言葉をきちんと使つていこうということで、この言葉は専門の方たちの中では当たり前に使われている言葉かもしれないけれども、評価する外の方、特に重症心身障害について詳しくない方もわかるようにということで、適切な言葉をまず私たちが使おうということです。3つ目には、いろいろな専門用語の定義などが出てきますので、その用語の解説を加えようということです。そして最後に4つ目として、工夫事例を加えたということです。</p> <p>外の方がただ1日とか半日とか2日とか見に来ただけでは、長年続いている支援のどうしたところが評価すべきところなのか、どういう特徴があるのかということは見るのが難しいと思います。そこで、例えばこのような工夫の事例がありますよと。そうした視点で評価をすることで、どのように見えますかということをご参考にしていただくために、いろいろな工夫事例・よい事例などをこの手引きに加えしました。以上4点のことなどを昨年度、今年度と検討を進めて開催に至りましたことをご報告いたします。以上です。</p>
<p>新保委員長</p>	<p>ありがとうございました。それでは、今お話をいただきましたことにつきまして、何かご意見やご質問などはございませんでしょうか。どうぞ委員の皆様、感想なども含めて、もし何かございましたらお願いいたします。小川委員、何かございますか。</p>
<p>小川委員 新保委員長</p>	<p>大丈夫です。</p> <p>拝見しましたところ、調査にかかわる方が何を評価していくかということについて事例などを示していただいたり、項目にも用語や公的な根拠の説明なども加えていただいたりして、大変使いやすく、また、より当事者の配慮に満ちた評</p>

<p>新保委員長</p> <p>飯田係長</p>	<p>働ができるように工夫をたくさんなさってらっしゃると思いました。委員の皆様で時間をかけてご検討くださったと思いますので、ぜひこの手引きが活用されて、またいろいろなところの参考となっていきますように願っております。ありがとうございました。</p> <p>(3) 第三者評価事業の現状と課題について</p> <p>それでは、続きまして報告事項(3)の第三者評価事業の現状と課題について、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、資料5、15ページをお開きいただきたいと思います。横浜市福祉サービス第三者評価事業の現状と課題ということで、ご報告させていただきます。まず1の福祉サービス第三者評価の現状です。受審件数の推移と他の類似事業の比較を別紙でまとめておりますので、ページを2ページ飛ばして17ページ、横長の資料になります。</p> <p>こちらは、平成16年度の事業開始からこれまでの間の受審件数の推移を分野別に記したものになっております。平成16年度に立ち上げたときは、年間3件ということで1件ずつ、特養、老健、あとは保育所の実績がありました。その後、20年度のところで二重線が引かれておりますが、最初5年を経て、市としては当時、半額助成の制度を持っておりましたが、ここでその助成制度を廃止しております。事業開始直後の普及を図る時期の受審促進策としては、一定程度、役割を果たしたということで、受審料の助成を廃止しています。</p> <p>その後、25年度～26年度に少し網かけがかかっております。療育センター、認可保育所等のところですが、こちらについては25年度より受審を条例等で義務化をして、受審の促進を図っているところですが、下の児童養護施設等については、全国共通の基準で行うということで、24年度から義務化されておりますが、横浜市としては25年度からこちらの福祉サービス第三者評価とは別な仕組みで運用を始めているところですが、</p> <p>もう一度、上の段に戻っていただきますと、高齢分野、特に特別養護老人ホームの施設は145施設ございますが、一番右の欄を見ていただきますと、5カ年平均では年間で3.2件の受審しかない状況です。老健も同じように2.0件というような状況。保育所の部分を見ていただきますと年間平均で73.4件ということで、保育分野の受審は非常に進んでいますが、高齢分野、障害分野等については伸び悩んでいる状況です。</p> <p>18ページを見ていただきたいのですが、受審が進まない背景の一つとしては、高齢分野に関しましては、福祉サービス第三者評価事業のほかに第三者の目を入れるということで、一番右側の介護サービス情報の公表制度が平成18年度からスタートしております。費用も第三者評価に比べると比較的安く、受審が義務になっている等、第三者評価を進める上で整理が必要な状況になっております。</p>
--------------------------	---

真ん中の社会的養護関係施設の第三者評価は、先ほど申し上げたとおりで、こちらについては平成 24 年度から義務化で、この助成制度等のところを見ていただくと、児童養護施設等については措置費に加算がされるということで、国費が入る仕組みもありますし、あわせて市費で上乗せをするというような措置もあります。

一番左に戻っていただきますと、福祉サービス第三者評価事業になりますが、この中でも保育関連施設については条例等により義務で 5 年に 1 回としています。こちらも今年度始まりました子ども・子育て支援新制度の中で、給付の中に加算が加えられるということで、15 万円を上限とした加算が国として示されておりまして、市費と合わせて 60 万円を上限に助成する仕組みがあります。それ以外の分野は、横浜市でいえば障害児施設については 60 万円を上限に市が助成をする制度があります。

資料の 15 ページに戻っていただきたいと思います。今申し上げたことが、1 の (1) (2) の部分になります。(3) 評価調査員の養成も本市は独自で基準を設けておりますので、この独自の基準を理解していただくため、評価調査員を養成しております。評価調査員については、県の福祉サービス第三者評価の推進機構が実施する養成研修を受けて修了した方で、さらに横浜市の養成研修を修了した方が市内で活躍するという仕組みになっています。

アですが、養成研修としましては、先ほど小委員会の報告でも含めさせていただきましたが、27 年度につきましては保育分野のみで実施をしておりまして、分野追加、新規ともに変更の人数で 30 名の合格を出したところです。

イの登録更新の研修は、3 年に 1 度、登録を更新する方については更新するための研修を受講していただいています。今年度は③にあるとおり 51 名の方が、横浜市の施策を学んでいただくための講習を半日受講し、全員更新が完了しています。

ウの評価調査員養成研修の合格者数の推移、分野追加も含めましたので実数とは異なるのですが、16 年度から順次、養成を進めてきています。22 年度から 25 年度までの間、市の調査員としての養成研修を行っていません。受審件数等に対して養成されている評価調査員の数が足りているという部分もございまして、この間、研修を行っていませんでしたが、26 年度から保育所は義務化をして、評価調査員の養成が必要になり、評価機関からも評価調査員の数が足りないという声もある中で、26 年度からは養成を再開しています。累計ということで保育分野に 281 人いることになっていますが、19 ページをお開きいただきますと、今現在の評価機関の所属をしている方の分野別の評価調査員数をここに記しております。

1 人の調査員が複数の分野を持っていたり、複数の機関に所属したりしているケースもございまして、実人数としては 226 人ですが、右側を見ていただきますと高齢分野は 120 名、障害分野は 48 名、保育分野は 224 名、保護の分野で 25 名

の資格をお持ちの方がいらっしやって、417名がそれぞれの分野の中で活動できるような状態にあるということです。先ほどの受審の件数と比較しますと、例えば高齢などは年間で3件程度というような状況でしたので、それに対して120人の資格を持った方がいるにもかかわらず、一方でそれだけいても件数が3件ということでは、活躍していただく場がないというような課題が見てとれると思います。

資料にお戻りいただきまして、16ページです。2の本市の第三者評価事業の課題等ですが、今申し上げたとおり(1)では受審件数の低下ということで、高齢分野については介護サービス情報の公表制度など、他の義務化されている制度があり、任意の制度までなかなか受審が進まないといった課題も所管としては考えています。あと、費用や手間がかかる割に受審のメリットが感じにくいという声も実際に評価機関や事業者からも聞かれるところです。

(2)が、さまざまなアンケートや評価機関連絡会から言われている主な意見でございます。①として評価受審について、先ほども出ましたが、第三者の目を入れる仕組みはほかにもあり、第三者評価を受けることのメリットが余り感じられない。また、受審料が高過ぎるといった意見もございました。

そして、2つ目ですが、評価調査員がサービス内容を熟知していない方で、文章表現の訂正が多く手間がかかった。これは、受審が特に多くなった保育分野でこういう声が聞かれています。評価機関、評価調査員の方の質の向上についても課題として言われているところです。

②としましては、本市独自の基準や結果公表に関してで、県の推進機構との関係もあるのですが、横浜市への報告、福祉ナビという市が持っているシステムに公表後、改めて県の推進機構への報告のために編集し直す必要があり、この手順に手間がかかる。また、これは東京で事業所を運営している法人の方からですが、東京で基準がございまして、東京で受けたものと法同じ基準で評価したいが、横浜市ではそれが認められないということで、法人内で異なる基準を使用するのは不便であるというような声も届いています。

③番の養成講習ですが、県で5日間受講し、さらに市で5日間、4.5日ですが受講するというのは、大きな負担となっている。また、県と市の研修のタイミングが合わず、県で評価調査員の資格を取得した者が市で活躍するのに1年以上かかる場合もある。新規で評価調査員を養成しない分野があるのであれば、そのような分野ごとの制度を廃止してほしい。そのような厳しいご意見もいただいております。

(2)で、県と市で重複しているような事務が、今の事業者等の意見にもございましたが、下のところがございます。評価機関連絡会等はそれぞれのところで行っていますし、評価調査員の研修については、3番目ですが、神奈川県としては9月から行っていますが、横浜市としては8月に保育分野のみで行ったという

	<p>先ほどの報告のとおりです。それぞれの手続などをそれぞれの中で行っている関係で、負担感が各方面にあると思っています。</p> <p>こういう課題は当然、今出てきたことではなくて、事業開始から 10 年の間には、これまでもさまざま言われてきておりますし、他都市でも同じような事例、同じような課題があると聞いています。</p> <p>3 の今後の検討ですが、課題を踏まえて、今後、第三者評価事業をどのように推進していくのか。委員の皆様からご意見をいただきまして、検討を進めたいと思っております。本日は、現状の報告ということで、何か答えを出すということでお諮りしているものではございません。現状を確認していただいた上で、ご意見等をいただきたいという趣旨でご報告をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
新保委員長	<p>ありがとうございます。ただいま評価の現状と課題ということで、事務局からお話をいただきました。16 ページのところ、課題と今後の方向性についてまとめていただいております。本日、委員の皆様からご意見をいただきましたことを踏まえて、次の検討につながっていく予定になっておりますので、ぜひ今日はこの第三者評価について、それぞれの委員の皆様から今のお考えや、実際に評価を受けてらっしゃる委員もいらっしゃいますので、そういうことも踏まえましてお話をいただけたらと思います。</p> <p>できましたら全員の委員の皆様一言以上ご発言をいただきたいと思っておりますが、まずはどなたか口火を切ってくださいでしょうか。では、お願いいたします。</p>
横川委員	<p>今のお話を伺っていて、特に高齢分野で任意の制度の受審が進まないということで、調査員が 120 名もいらっしゃるのに、実際は 5 年を経て 3.2 名などということですね。いかにももったいないな、この仕組みが十分生かされていないのを本当に今後どのように生かしていけるのかということをしつかり考えていかなければいけないなということを改めて思いました。本当に感想的な意見になってしまいますけれども、ぜひご意見をいただきたいと思っております。</p>
新保委員長	<p>ありがとうございます。では森委員。</p>
森委員	<p>ここに直接関係あるかどうかはちょっと私にはよくわかりませんが、先日、新聞に茨城県の教育の方が、障害児者はお金がかかるみたいなことが新聞に載っておりました。ああいうものを見ると、やはりこういう評価とかを進める中で、生きている意味があるということをご一般の方々にわかっていただけるような場の一つになることを願っています。</p>
新保委員長	<p>ありがとうございます。森委員から今、大切なお話をいただきました。須田委員、お願いします。</p>
須田委員	<p>では、私のほうから 2 点あります。1 点目は質問です。ちょっと私の勉強不足もあるかもしれませんが、まず今日冒頭、部長さんがあいさつの中で、川崎の</p>

	<p>高齢者施設の事件のことを触れていました。そこで高齢の分野でも、障害の分野でも、もしかして保育の分野かもしれませんが、虐待防止の視点といった評価項目とかがあるのかどうか。ちょっとそこが勉強不足なのですが、今の評価基準の中にそういう視点があるのかどうか。虐待というと、肉体的な暴力とか、心理的なネグレクトとか、性的なこととか、経済的なこととか、そういうことがあります。まず、質問はそれが一つ。</p> <p>2番目です。なぜそういう質問をしたかといいますと、横浜市内でも、ことしの春先、ある障害者の入所施設で性的な虐待事件が起きました。私はその後、第三者委員会に加わって、事後の処理と未然の防止策、あるいは法人の再建とかの協議に加わりました。その際に私のほうから第三者評価の受審を進めました。第三者評価というのは、こうしたことにも対応できるようであってほしいなというふうに思ったのです。以上です。</p>
新保委員長	<p>ありがとうございます。では今、須田委員から最初の質問をいただいたのですけれども、お願いいたします。</p>
武井課長	<p>高齢施設課長の武井と申します。今、委員の方からご質問のありました虐待に関する評価項目ということですが、今日は手引き自体を持ち合わせていないので正確ではないのですけれども、そういう評価はございます。例えば入所された高齢者の方の権利擁護に関する項目ですとか、それから身体拘束は原則やらない、やる場合にはきちんと手順を踏んでというようなことは評価項目がございます。そういう面では、その評価の中でも虐待防止ということが幾つか評価できるような基準にはなっているかと思えます。</p>
新保委員長	<p>ありがとうございます。</p>
君和田課長	<p>高齢・障害支援課の君和田でございます。今、高齢分野のお話がございましたように、私どものほうも権利擁護という観点からきちんと身体拘束なども含めて、どのような形になっているかというような評価項目がございまして、それに基づいて人権擁護あるいは虐待防止について評価するという形になってございます。</p> <p>それから、もう一つお話のありました障害者の入所施設の性的虐待の関係でございますが、当然ながら法人の内部あるいは再発防止に向けた第三者委員会ということで、きちんと取り組みをなされていると私どもでは報告をいただいております。行政側といたしましても、当然ながら再発防止について法人さんがきちんと取り組んでいただけるかということを引き続ききちんと確認をさせていただくことは十分大事だと思っております。また、できればこのような第三者評価というものを進めていただく中で、第三者の目からも再発防止に向けて、さまざまなご意見や評価をいただくということも非常に大事なことだと考えております。以上でございます。</p>
新保委員長	<p>ありがとうございます。</p>

伊藤課長	<p>では、保育分野について、人材課長の伊藤からご説明します。基準の中に保育分野でも入っておりまして、一つとしましては、特に配慮を必要とするお子さんへの対応・取り組みというところで、虐待を疑われるお子さんの早期発見と適切な対応を心がけているかというような記述がございます。あともう一つは人権の尊重という部分でも虐待に関して見るような項目が載っております。</p>
新保委員長	<p>須田委員、いかがですか。</p>
須田委員	<p>わかりました。</p>
新保委員長	<p>須田委員からは、そのようないろいろな問題が生じたときの後に、また第三者評価の活用ができるのではないかなというようにご提案もいただきました。ありがとうございました。</p>
	<p>それでは、ほかの委員の皆様はいかがでしょう。</p>
小川委員	<p>では、いいですか。今の第三者評価事業の特に受審、どのくらい利用されているのかというご報告をいただきましたが、ある意味どのくらい意味があるかということにもなっていくのかなと思います。多分、行政的に見ても、いろいろなところの委員会を開いたり、手引きをつくったり等の手間や経費の中で、これだけの受審にとどまっているということは、ある意味、問題視されかねない部分でもあるのかと思います。</p> <p>私は今までずっと障害分野で携わってまいりましたが、少なくとも県にもある、いろいろな評価の仕組みがほかにも重複したものがあるということも一つ受審が低い理由にはなっているのかと思います。それに、今まで取り組んでいた中で私の認識としては、やはり横浜市のこの評価基準というのは、施設に対して横浜独自の期待度がある。サービスに対する横浜市として、ここはやってくれというような、言い方は悪いですが単なる通り一遍の評価ではなくて、そこに横浜市のサービスとして、こういうこともあなたのサービスには期待しますよというものが必ず入っているはずで。そういうところでのある意味、差別化といいますか特徴を示してきたものではないかなと思っております。</p> <p>その中で、例えば今回のご報告があった重心施設もそうですし、療育センターもある意味、本当に横浜独自の仕組み、サービスだと思います。そういうものがある意味、国で示すサービス種別に沿ったような評価になってしまうと、例えば私どもが運営している療育センターという全体でどういうサービスをしているのかという評価につながらなくなってしまうというような弊害も出てくるだろう。もろもろ考えますと、全部を改めて見直すというのは大変かもしれませんが、先ほどから申し上げているように、横浜として期待するサービスの特徴といいますか、その大きな柱というものは、やはりこの横浜としての第三者評価として堅持していただきたいと思うところではございます。</p>
新保委員長	<p>今、小川委員からは横浜市としての期待度があるという、ほかの基準とは違う、その独自性というものをまた大切にしていける必要があるのではないかなという</p>

<p>飯田係長</p>	<p>お話でした。</p> <p>事務局から補足ですけれども、今、小川委員が仰ったとおり、横浜市の独自基準を設けた理由は大きく分けて2つございます。横浜市の理想とする期待基準を示すことが、一つの大きな目的・ねらいです。もう一つは、同じ基準を使うことで、市内の事業者を横並びで、同じスケールで図ることができるということをねらったものです。</p> <p>ただ、仰るとおり同じスケールがあっても、使われないことには結局意味がないということで、似たような仕組みが他にあるのであれば、どのように整理するかということは検討しなければいけないと考えています。</p>
<p>新保委員長</p>	<p>ありがとうございました。それでは、ほかの委員の皆様いかがでしょうか。白石委員、お願いします。</p>
<p>白石委員</p>	<p>今の保育分野の保育所のほうからというところで、保育所は、ご存じのとおり平成 25 年から認可され、それに伴い助成金もいただいてという流れの中、受審件数のほうも平成 25 年は 81 件、26 年は 110 件です。また、平成 29 年度までのところで1回は受審しなければいけないという現状にあって、受審数は逆にこれから追っかけて受けなくてはというところが数字としては挙がってくるのが現状であろうと思います。その中にあって、待機児童解消のところを現場から申し上げますと、保育士不足というマンパワーが本当に深刻な問題になっております。実際、子供を受け入れる施設はあっても職員がそろわないと。先ほど小川委員ともお話をしていたのですけれども、障害者を受け入れる制度のほうは整っているけれども実際にその保育をする人材が集まらない、そうすると受け入れられない、受けたくても受けられないという現状がございます。</p> <p>実際この第三者評価に関しても、子供にとっても、保護者にとっても、また施設にとっても有益なメリットのあるものにとらえてはいるのですが、内容的には大変重い。いろいろな法人や株式会社の数多く持っている施設のところにあって、1法人1施設などは全部それを網羅した、ある意味、全体的なチェックになって施設のためにはなります。ですが、そのところでなかなか実際にスタートというところまでは、もう1年先延ばしして、もう少し整えて、でもその中にあって、やはりまた職員の体制とか、そのようなところのジレンマがございます。</p> <p>ですので、また今年度から新制度が始まって、そういうところでも大変手がとられているのが現状にありまして、そういうところでまずマンパワーのところでの切実な思いというものがございます。ですので、長い目で見てこれからも施設等が増えていく中にあって、以前ご意見としても出たのですが、この第三者評価はひょう太君が3つというところが一つの項目であっては、それをすべてやっているという評価になるかと思うのですが、ぜひ簡略化したものなどの考えも今後出していただきたいということも意見としていただいております。以上です。</p>

新保委員長	<p>ありがとうございました。保育分野からの現状・課題ということでお話をいただきました。何かございますか。</p>
伊藤課長	<p>貴重なご意見ありがとうございます。本当に現場のほうで保育士の不足は、いろいろな部分で問題になってきています。保育の質の問題や、こういった第三者評価を受けるに当たってもご負担があるということで、非常に貴重なご意見をありがとうございました。今後の対応の参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。</p>
新保委員長	<p>ありがとうございました。それでは、札本委員。</p>
札本委員	<p>現在、保育者養成に携っております。今、お話を伺った保育士不足の問題は深刻だとわかってはいますが、やはり学生のほうもいろいろな分野に自分の将来をかけたかと思っているようです。初めて仕事をする者にとって、やはり収入の面でもまだ他の資格に比べると低かったりすると、保育士にならないというようなこともあります。私も自分が保育所勤務だったので保育所の良さは分かっているつもりです。感想なのですが、保育所の良さを学生に伝え切れない現状を今ちょっと申し述べたいと思いました。</p>
	<p>ただ、私は逆に第三者評価を受けた側の経験もございます。一体何をメリットとして考えるのかということも少しはつきりさせないと高齢のほうもなかなか受審が進まないのではないのでしょうか。第三者評価は、外側から見られたメリットより、自分が受審した者として、内側から考えたいと思います。今、保育に関しても、保育の質の向上ということが非常に言われています。第三者評価を受審することによって、ただ結果だけに縛られるのではなく、次に自分たちがどうしていくかということにしっかり焦点を当てることで受審をする意義を感じられるのかなというように考えます。受審した経験からもちょっと感じているところなのでお話しさせていただきました。</p>
新保委員長	<p>ありがとうございました。竹下（美穂）委員、お願いいたします。</p>
竹下（美）	<p>先ほど小川委員がおっしゃっていた点がすごく印象に残ったのですが、保育の分野にも引き寄せて考えると、マンパワー、人不足ということもあって、何か簡略化したやり方ができないかというご提案があります。保護者としても、先生たちは保育をするのがお仕事なので、そちらのほうに時間を割いていただいて、評価というのはもちろん物すごく大事なことでけれども、ではそこをどうしていくかというときにうまく使えるようにしてほしい。でも、時間とか、余りそれに対しての紙仕事がふえると、そのために結局、残業しなければいけないということになると定着率がまた下がってしまうというようなことになります。そうすると、アタッチメントの問題からしても私たちもすごく不安になるし、新しい人が入ってきて、それできちんと世代交代していった保育の文化を受け継いでもらいたいと感じているというような、いろいろな考えもあります。</p>
	<p>それで県と市で重複している事務作業もあって、では市で独自にやっている評</p>

	<p>価基準を今後どのように打ち出していくのかということ、保育分野あるいは障害者の分野とか療育ということに対しての市としての新しい価値とか、ブランディングではないですけども新しいことを打ち出していくということが今後重要になってくるのかなと思います。</p> <p>横浜だと横浜保育室というものが首都圏 23 区の中でもすごく注目されていて、私は杉並区なのですが、杉並ではスマート保育とあって、横浜保育室をまねてというわけではありませんが、一生懸命やっつけていこうとしています。その中で、横浜保育室とか、今後増えるかもしれないこども園とかをどのように評価していくのかというところで、やはり市の独自の価値とか、受けたことで、その施設を皆が積極的に選んでいけるようにする。今は全然選べる状況ではないので、引っ越してもいいから、とにかくどこかに行けるといって行きたい、何とかして預けたいということが先行していますが、できればこういう評価を受けたことで、その価値が上がって、ではそこに行こうかと積極的に選んでもらえるようなところにたどり着けるといいなというふうに思います。</p> <p>全然まとまっていますが、今後、新しい価値づけというものをどのように打ち出していくのかということが非常に重要だと思いました。</p>
新保委員長	<p>ありがとうございます。ただいま札本委員、竹下委員と続きまして、保育の領域の評価について、ご意見をいただきました。札本委員からは受審した者たちがよかったと思える次の保育の質の向上につながるようなという評価のことについて考えられないかということ。それから、竹下委員のほうも非常に厳しい保育の状況というものを踏まえながらも、質の高い保育につながる、選べるような評価にできないかというような大変貴重なお話だったと思います。</p>
伊藤課長	<p>今の保育の領域について、いかがでしょうか。他の委員の皆様、もしくは事務局にて何かございますか。</p>
伊藤課長	<p>本当にご意見ありがとうございます。保育の現場の方からの声と利用いただく方からのお声ということで、やはり今、保育の現場で矛盾が起きている。保育士が少ないということや、いろいろなタイプの保育施設がふえているというところが、またこういうところにもお話としていただいているのかなと思います。特に先ほどちょっと言及していただきました、今年から新制度でできました地域型施設につきましては、まだ横浜市としての基準がない状態になっております。こども園もそうですが、その辺もどういった対応をしていけばいいのかということをもっと今後検討させていただいて、先生方のご意見もいただいて対応していきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>
新保委員長 竹下（淳） 委員	<p>ありがとうございました。それでは、竹下（淳子）委員はありますか。</p> <p>私の場合は高齢者のほうで、本当に家庭の主婦で、今も父を介護しながら老老介護の身であります。この資料を見せていただいて立派なものできております。大体このようなことで、さっと目を通して見ると高齢者の分野とそれほど変</p>

	<p>わらないと思います。概要としてはこのとおりで、特に施設のほうは虐待とか施設の人手不足とかと言われますが、やはり家族で介護していますと虐待というのは精神的な面も肉体的な面も施設の方たちを一概に責められないと思います。</p> <p>そこにはやはり皆さんが気持ちよく働ける職場の雰囲気、給料がいいからというだけではなくて、やはり経営者の方たちの方針が行き渡っていると本当に施設がきれいではなくても、生き生きと働いている方たちがあって、利用者の皆さんも感謝しているところもあります。外見だけは立派で、本当に中もきれいで、でも有料でもそうではないところもあります。だから、給料は本当に上げてほしいです。いつも会があるたびに話しているのですが、結婚できるお給料。ご主人が働いて家族も養っていけるような、普通の会社のところまでいけるような内容であればいいなと思います。やはりお給料が安いのは一番ネックだと思います。</p> <p>それとあと働く場所です。新しい施設ができたから、そこへショートステイで利用しようと思ってメンバーの方についていったのですが、立派な施設ができたのですが、中は本当に利用者さんが皆無に等しいくらいです。応募したときにまず駅からバスがない。送迎は、利用者さんはしてくれるのですが、とにかく職員がそこまで行くのに、地域のパートで働くおばさんたちなら来られそうなところに新しい立派な施設ができていて、それも本当に考え物だなと思いました。だから働く人たちが駅から歩いていけるような距離か送迎のバスが出ているような、働く人たちのためにも考えてほしいなと思いました。だから、あの施設どうなったのだろう、まだあるかなと本当に気になっておりました。そういうところもあります。</p> <p>だから、私たちの現場として、施設もほうもそうですが、やはり在宅介護でとにかく自分たちで支え合っていくしかないねという話もお互いにしております。高齢者が高齢者を支えるような、もう本当にそういうことが現実になってきています。済みません、これはまた違った話でしたけれども、現状をお話しさせてもらいました。</p>
新保委員長	<p>ありがとうございます。竹下淳子委員からは、高齢者の現状のお話でした。ほかの施設と同じように、介護に当たる人材不足ですとかさまざまな条件がある中で、評価をどのようにしていくか大変考えさせられるお話だったと思います。これにつきまして、事務局の皆さまはいかがですか。では、企画部長お願いします。</p>
杉本部長	<p>ただいまの委員のお話ですけれども、今後ますます高齢者がふえていくので、施設も当然つくっていかなければいけないし、介護が必要になっても高齢者の方にはやはり住みなれた自分の家で老後を過ごしたいという方もいらっしゃるの、両方進めていかなければいけないということです。特に今、先生がおっしゃったような在宅にいる方については、今、地域包括ケアという仕組みを、簡単に言うと例えばいろいろな医療や介護が両方連携しながら制度のはざまがないよう</p>

	<p>にサービスが受けられるとか、関係機関が十分に連携しながら、一人一人のお年寄りをよく見ながらサービスを提供していくような仕組みを、今はどこの市町村も進めています。特に 2025 年問題と言われていた団塊の世代の方々が 75 歳以上になるような時期までとにかく取り組んでいくということで今、一生懸命やっているところですので、どうぞこれからもいろいろとご協力をよろしくお願いいたします。</p>
<p>新保委員長</p>	<p>ありがとうございます。今それぞれの領域からのお話ということで、各委員の皆様にお話をいただいたところですが、全体のお話を通して何かご意見やご質問などがございましたら、お願いいたします。</p>
<p>小川委員</p>	<p>これは注文というか確認にもなってしまいかもしれませんが、先ほど私は横浜で期待値という話をしました。その中で地域活動ホーム、特に法人型と言われる地域活動ホームについては、今までもやったらいいのではないかと、あるいは多分、特に保護者の方からは今までも歴代そういう声が上がってきたと私は記憶しております。何となくその都度取り組まないと、この中には入れないというような、まだその辺はもうやらないことになってしまったのかなとも思いつつ、先ほどの私の趣旨からすると、ある意味やはり横浜独自のもので、かつ法人型ということで銘打っている中では、やはり公的な部分も相当あるだろうと思います。</p> <p>ただ、実態としては法人型地活のスタンダードが全くない状況の中で、それぞれの運営法人のお考えの中で運営されているというところが実態ではないかとも思います。こういう障害者施設などより市民の方が広く活用される場所ですので、そういう意味ではこれだけ受審状況が悪い中、新しいところを加えるのはどうかなと思いますけど、それは趣旨からすると、むしろ法人型地活なども入れながら、横浜の第三者評価の全体の意味合いというのはこうだよということにより特徴づけていったほうが良いと思います。療育センターもその中に入ると思いますが、そういうところにぎゅっと焦点化するような動きもある意味一つのやり方かなとは思っています。</p>
<p>新保委員長 君和田課長</p>	<p>ありがとうございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>地域活動ホームを所管しております障害支援課の君和田でございます。今、委員からお話がありました、やらないというふうに決まったのかという部分ですが、ちょっと私のほうでは、やる・やらないという何か決定をしたというようなことは認識しておりません。ちょっと済みません、過去の議論経過も大変恐縮ですが詳しく承知していない部分がありますので、ちょっと詳しくは答えできないのですが、今、委員のほうからもお話がありましたスタンダードなものはないという部分もございますので、まずは地域活動ホームとして求められる役割がかなり近隣の中で統一までいくのかということもありますけれども、きちんとそのあたりを整理していかなければいけないという部分があります。それについて、</p>

	<p>今現在始まっております第3期の障害者プランの中でも、それぞれの施設の役割等をもう一度見直そうという部分がございます、その辺を取り組み始めたところでございます。</p> <p>第三者評価につきましては、その部分のあり方等も含めた中で、あるいは現在対象となっている施設の受審促進の考え方や方策の中であわせて考えていきたいと思っております。済みませんが、現状では、やりますとかやりませんということは、なかなかお答えにくい部分ではありますが、今ご意見をいただきましたので、ちょっと課題としてしっかり認識していきたいと考えております。ありがとうございました。</p>
<p>新保委員長 森委員</p>	<p>ありがとうございます。森委員お願いいたします。</p> <p>今の地域活動ホームとあわせてなのですが、児童デイのほうも今現在増えている状況です。そちらのほうにも今新たにという話はちょっと難しいのかもしれませんが、今後そういう方向性で考えていただけると、親としてはまた一つ安心の目がふえていくのかなと思いますので、児童デイのほうも検討していただけるとありがたいです。</p>
<p>飯田係長</p>	<p>分野ごとということではなく全体的な話なのですが、放課後児童デイや地域活動ホーム、あと先ほども出ていましたが、子ども・子育て支援制度の中の地域型保育、そういうさまざまなサービス種別には、横浜独自のものもあれば国が示すものもがございます。これら全てを、先ほど報告させていただいた重症心身障害児者施設のように基準、手引きを作成するとすると、かなりの事務量もありますし、どこまでやるかということは、これから議論しなければいけないのだと思います。</p> <p>先ほど小川委員からありました期待基準を示すということは、横浜市としてもやるべきことと思いますが、では、どういう形で期待基準を示すのか。これまで同様、ボリュームのある手引きを作成する形で出すのかどうかということは、今後またこの委員会の中でもご議論していただければと思います。対象種別を広げないということを決めているわけでもなければ、全く手をつけませんということではないので、どういう示し方がいいのかも含めて、今後この検討をする中で一緒にご議論させていただければと思います。</p>
<p>新保委員長</p>	<p>ありがとうございます。小川委員、森委員からは今後の検討につなげる大変大事なお提案をありがとうございました。</p>
<p>横川委員</p>	<p>ほかの委員の皆様はいかがでしょう。副委員長、全体でいかがですか。</p> <p>先ほど竹下委員がブランディングということをおっしゃいました。評価を受けた側がメリットを感じられるということについて、私も2年目で余り詳しくありませんが、このキャラクターはあれですか、第三者評価制度について、イメージキャラクターを用いて、より使いやすいようにということだと思いますが、それ以外に、うちの事業所は第三者評価を受審しましたということを示せる何かロゴ</p>

<p>飯田係長</p>	<p>とかメリットを外部に示せるような何かは、それ以外には特にはないのですか。</p> <p>第三者評価を受審した施設に対してステッカーを交付するという事はありますが、それ以外に受審証を施設の入り口等に掲示されていることも多いのかなとも思います。その他ですと、横浜の福祉ナビというシステムに施設一覧が出てくるのですが、施設一覧の中に第三者評価を受審した施設については、第三者評価受審済みで、いつ受審したのかがわかるようになっています。ホームページ上のものと、あとは受審の証明書みたいなものと、ひょう太君のステッカーの3つになります。</p>
<p>横川委員</p>	<p>私は短期大学に勤めているのですが、私が勤めている和泉短期大学では第三者評価の財団法人短期大学基準協会というところで 2014 年に第三者評価を受審しましたということで、それを名刺に必ず入れるように言われています。名刺のところに金色で、和泉短大は 2014 年に第三者評価を受けたということを対外的に示せるものがあります。ある意味価値づけになるのかなと思っています。</p> <p>それから、これとはまた違う話ですけれども、2007 年度と 2012 年度に、日本格付研究所というところから、学校法人の格付として外部評価を受けるようにという圧力がいろいろありまして、BBB（トリプルビー）というものをもらいましたということをホームページで公表しています。後段の格付の話はまた別の話かもしれませんが、第三者評価はせつかくお金を払って受けて、それをある意味ブランディング、そして価値づけしていくということがメリットとして評価を受ける側に感じられる。そしてそれを私たちも含めて市の方、サービスを利用する方々が「それなら安心できるね」というものにつくる。繰り返しになりますが、第三者評価を受けることの価値を高めていくような方策を何か考えていきたいものだと思われました。</p>
<p>新保委員長 竹下（美） 委員</p>	<p>ありがとうございます。竹下（美穂）委員、どうぞ。</p> <p>ここには、高齢者の施設とか、障害者の施設とか、保育の施設とかということで、それぞれの専門の方やそれぞれの担当の課長さんとかがいらしているので、横の連携をもう少しつくっていく。保育分野と過去 4～5 年で、これは毎年受けているところもあると思いますが、全部足したら 367 の施設が受けています。そうすると、毎年受けているところもあれば、これは延べだから実際はどうかわかりませんが、614 対象の施設があつて、300 ちょっと受けているということは、ちょっとどういう計算にすればいいのかわかりませんが、過去の 4～5 年で半分くらいは受けている計算になるのかなと思います。それで、障害者の施設だと 310 対象の施設があつて、過去の 4 年間で、5 年で数えても 7 しか受けていないと。もうちょっと頑張ろうみたいな、何かそういう励まし合うというか連携し合つて、よそが上がればこちらも上がるというようなことができればいいと思います。</p> <p>おばあちゃんだつて、自分の孫が行っている施設に関心がないわけではない</p>

<p>新保委員長 須田委員</p>	<p>し、私自身も自分が将来老いてから行く施設がどのような施設かとか、あとは幼保連携とか幼小連携ではありませんが、保育施設の隣に高齢者の施設があったりします。そこをうまいこと、くっつけていって、うちの施設はこのようなことをやっていて、その隣にある高齢者の施設のことはどうでもいいのかということではなくて、何かそういうふううまく連携していけないのかなと思いました。</p> <p>ありがとうございました。須田委員お願いいたします。</p>
<p>新保委員長 白石委員</p>	<p>私は、初期のころの第三者評価の調査員をやりました。横川委員のことに関係しますが、結局、第三者評価の意味そもそもを考えているのだと思いますけれども、格付、価値を高めるということは極めて大事なことです。基本的にたたき込まれているのは、単なる格付ではなくてサービスの質の向上に寄与するのですということが根底にあるわけです。そことの関係をよく考えなければいけないと思います。どなたかも既におっしゃっていましたが、受審した者が、受けて「ああ、よかった」と。言葉を変えれば、そこで働く人にとって良かったと。それが回り回って結局は利用者にとってプラスになっていくわけです。そのところは絶対に忘れてはいけない部分です。その考えを考えながらと思います。基本的なところでしょうか。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>新保委員長</p>	<p>今のお話を受けてですけれども、保育分野の評価項目を決めるときに、その場にはいなかったのですが、まず委員長の言葉から現場応援型ですよと。職員を元気づけるために、そして応援するために、この評価項目を考えていった経緯があるという言葉がすごく耳に響いて、その中で今後、私も少しでもお力になればという感じで思ったことを思い出しました。ちょっと感想に近いのですが、済みません。</p> <p>ありがとうございました。この評価の原点は忘れないということで、今お話をいただきました。済みませんが、そろそろお時間となってまいりました。</p> <p>私も委員長なのですが、一つは、評価をしている認知度を高めるという意味では、私個人的には、横川委員がおっしゃった、ひょう太君というものを通じて、もっと多くの人に評価というものがあるのだということは知ってもらえると思います。今はステッカーと認定証ということですが、少し評価を受けた方々に工夫をしていただくという働きかけもおもしろいのではないかと一つ思いました。</p> <p>あと、今日の中でお話に出ていなかったことで言いますと、やはり評価者の養成ということで、どう養成するのか、その質をどう高めていくのかということ、もう一つの大きな課題ではないかと思えます。これまで大変工夫しながらやってこられていることも実感しております。今回、この重症心身障害児者施設の領域では、フォローアップ研修というようなことにも取り組んでいただくことになっております。そういう研修がどう行われて、その研修がフォローアップとし</p>

<p>新保委員長 飯田係長</p> <p>新保委員長</p>	<p>て評価者の方にどう届いたのかですとか、ぜひその取り組みについてもまたご報告をいただいたりしながら、考えていくことができたらいいのかなということも思いました。</p> <p>4 閉 会</p> <p>事務局から何かございますか。</p> <p>やはり根底は横浜市の基準ということで、これまでつくってきた意味等を振り返って、良いところはきちんと残さなければいけないし、改善すべきところは改善するという視点だと思います。国が都道府県単位で推進するという状況になっている以上、県との重複というものはどうしても避けられないのですが、様々な課題のうち、クリアできるものはクリアして、横浜市として良いところは残していけば良いという視点で幾つか案を考えさせていただいて、委員の皆様にお示ししながら、ご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。本日は本当に貴重なご意見をたくさん出していただき、良い委員会になったのではないかと実感しております。本当にありがとうございました。これで本日の委員会を終了いたします。</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特記事項</p>	<p>1 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1：横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱 ・資料2：横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会委員名簿・分科会委員名簿 ・資料3：横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会事務局名簿 ・資料4：評価機関指定・評価調査員養成小委員会の答申内容について ・資料5：第三者評価事業の現状と課題について ・別添：重症心身障害児者施設の新基準について <p>2 特記事項</p> <p>特になし</p>